

令和 7 年度(2025)出雲市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年(2025) 6 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針における用語の定義は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市の全ての機関を対象とする。

4 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 2 項に規定する次の施設等とする。

- ア 障がい者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障がい者
- ク 在宅就業支援団体

5 調達する物品等及び目標額

本市が施設等から調達する物品等及びその目標額は、次のとおりとする。(以下に記載のないものであっても、調達が可能な物品等であれば対象とする。)

区分	令和7年度目標額	品 目
印刷・情報処理	6,000 千円	データ作成、各種印刷、デザイン等
その他役務	6,000 千円	文書封入、発送、清掃等
物品	2,000 千円	食料・物品等
計	14,000 千円	

6 物品等の調達の推進方法

(1) 本市における調達の推進に資するため、施設等が提供する物品等の情報の共有化を図る。

また、施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号に規定する随意契約の方法を活用する。

(2) 1事業所に対応できない場合は、共同受注窓口として島根県障がい者就労事業振興センターが対応し、障がい者就労施設からの物品等の調達に準じて取り扱うことができるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

年間の調達実績は概要をまとめ、本市ホームページ等において公表する。

8 職員の私的購入等における配慮

職員個人での物品購入等に際しても、施設等の利用に努めるものとする。